

たつの市ホームページ有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たつの市（以下「市」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告（以下「広告」という。）掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の制限)

第2条 ホームページに掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等（兵庫県及び市の条例、規則を含む。）に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で広告として不適切なもの
- (7) 市が推薦しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載者)

第3条 広告掲載者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 事業を営む個人、法人又は団体
- (2) その他市長が適当と認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、広告掲載料等は、市長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、1 か月単位とする。

- 2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数切捨）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。
- 3 市は、広告が掲載されなかったことによって生ずるいかなる損害についても、その責めを負わないものとする。

(掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、たつの市ホームページ又は広報たつのにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、たつの市ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添えて、掲載希望月の前々月の末日までに、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、第2条の規定による制限に該当しないものから受付順に当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者にたつの市ホームページ有料広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

4 市長は、広告を掲載することを決定したときは、当該広告の掲載を可とする決定をした者（以下「広告主」という。）と契約書を締結しなければならない。

(広告掲載料の請求)

第9条 前条第4項の規定により契約書を締結したときは、広告主に対し、期日を指定して広告掲載料を請求しなければならない。

(広告掲載料の不還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告主の報告義務)

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載月の前月の1日までに市長に報告しなければならない。

(1) 掲載内容を変更するとき。

(2) 広告掲載を取り下げるとき。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主又は広告内容を不適当と判断したとき。

(3) 広告主が前条に定める報告義務を怠ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、たつの市ホームページへの広告掲載が適切でない判断したとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 4 年 3 月 1 日から施行する。